

平成26年度民事事件担当裁判官協議会

事前アンケート結果

第1	左陪席主任の合議事件における合議の現状.....	1
1	事件類型別の右陪席の関与の度合い.....	1
2	各部の合議事件においてⅠの事件が占める割合	2
3	争点整理段階からの右陪席の関与の度合いを決める（ⅠからⅢに振り分ける）に当た たての考慮要素.....	2
4	Ⅰの事件の争点整理段階における右陪席を含めた3人での合議の対象・程度	3
5	Ⅰの事件における右陪席を含めた3人での心証合議の時期・程度	4
	(1) 心証合議を開始する時期	4
	(2) 争点整理段階（A又はB）の段階から心証合議を開始する場合の合議の程度（争 点整理段階）	4
6	Ⅰの事件における争点整理段階での右陪席の実質的関与の心証合議への影響	5
7	Ⅰの事件における争点整理段階での合議に向けた右陪席の準備	5
8	Ⅰの事件での右陪席の実質的な関与を実現するための部総括の工夫.....	6
9	Ⅰの事件での右陪席の関与の現状に対する認識	7
	(1) 現状を変える必要性の有無.....	7
	(2) 現状を変える場合、どのように変えるか。	7
	(3) 現状を変えるに当たってのあい路.....	8
	(4) あい路の克服策.....	9
第2	右陪席主任の合議事件	10
1	どのような事件を右陪席主任の合議事件としているか。	10
2	どのような目的で右陪席主任にしているか。	10
3	右陪席主任事件と左陪席主任事件の合議の違いの有無.....	11
4	右陪席主任の合議事件と左陪席主任の合議事件ではどのような違いがあるか。 ...	11
第3	合議の活用.....	12
1	適切な付合議のための工夫	12
2	新件段階での合議と単独の振り分け担当者（新件段階での振り分けが適切な付合議 に結び付いているとしている部）	13
第4	昨年度の協議会での協議結果を踏まえた取組状況等	14
1	部の機能の活性化に関して、部で実践している取組	14
	(1) 審理運営改善（ただし、弁護士会との関係の取組は除く。）	14
	(2) 判断の質の向上	15
	(3) 庁としての取組に結びついている取組	16
2	審理運営改善に関する弁護士会との協議会の実施状況等	18
	(1) 実施回数.....	18
	(2) 行っている場合、その実施形態	18

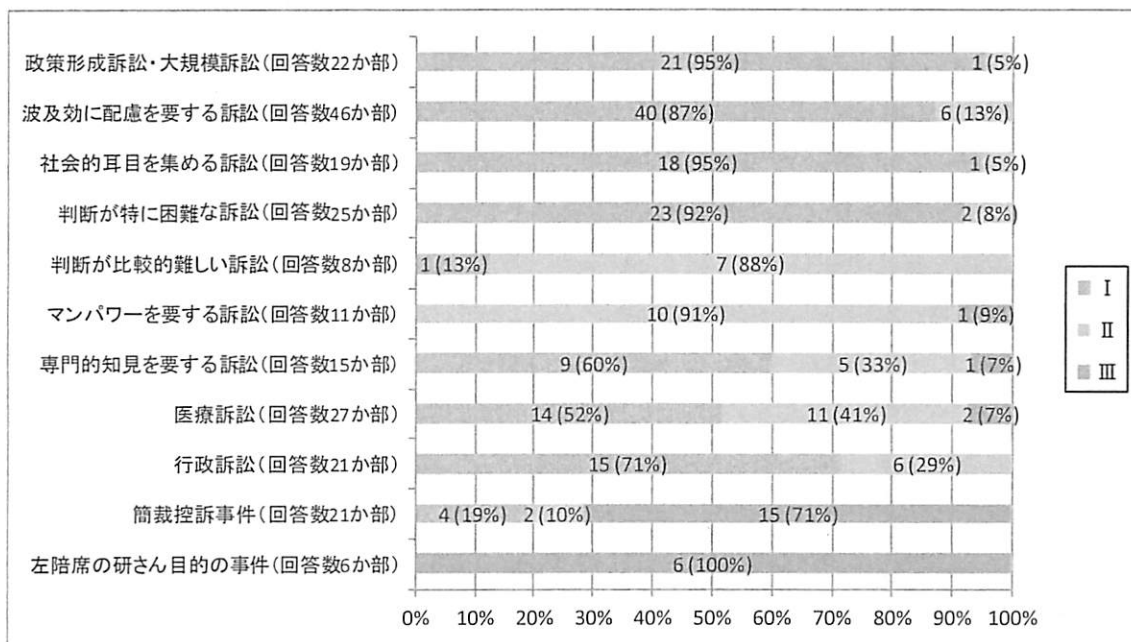
(3) 行っている場合、その成果の有無.....	19
(4) 成果がある場合、その内容.....	19
3 部の機能の活性化の取組についての、審理運営改善や複雑困難訴訟の判断の質の向上面での成果.....	20
(1) 成果を実感しているか。.....	20
(2) 実感している場合、どういう点からそう感じるか。.....	20
(3) 実感していない場合、それはなぜか。.....	21

- (注) ① 本資料は、平成26年7月22日付け民事局第二課長事務連絡「民事事件担当裁判官協議会のためのアンケートについて」により、地方裁判所の協議員に回答を依頼したアンケートの結果を、協議の参考となると考えられる事項を中心に、民事局において分類・集計して作成したものである。本年度の協議会では、部の機能の活性化に向けた取組について、合議の充実を中心にした協議が行われると考えられるため、合議の現状については、特に右陪席が実質的な関与をしている事件に焦点を当てて、アンケート結果を取りまとめている。なお、アンケートは主に文章形式での回答を求めるものであったため、分類を一義的に行うことが困難な部分等があり、取りまとめ結果の中には、必ずしも実情を正確に反映しているとはいえないものも含まれている可能性はあるが、協議の中心となると考えられる事項について、全体的な傾向を把握するための参考にはなるものと考えられる。
- ② 本資料中、第1から第4の1までは、地方裁判所の協議員が所属する部ごとのアンケートの回答（合計79か部からの回答）を、第4の2は、地方裁判所の協議員が所属する庁ごとのアンケートの回答（合計50庁からの回答）を、第4の3は、地方裁判所の協議員ごとのアンケートの回答（合計107人からの回答）を、それぞれ集計したものである。
- ③ 各グラフの見出し末尾の〔 〕内の番号等は、上記事務連絡別添の「民事事件担当裁判官協議会事前アンケート」の第3のアンケート事項の番号等に対応しており、〔 〕内のアンケート事項に対する回答から集計したことを示している。

第1 左陪席主任の合議事件における合議の現状

1 事件類型別の右陪席の関与の度合い〔3(1)イ〕

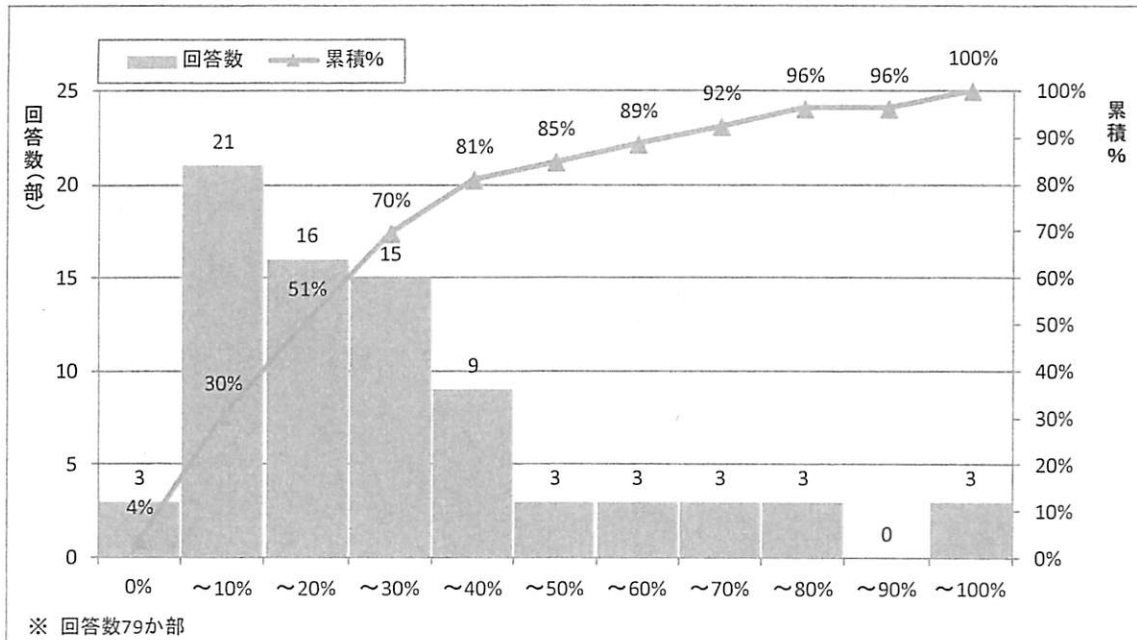
右陪席の争点整理段階からの関与の度合いが高い事件（Ⅰ）、関与の度合いが中程度の事件（Ⅱ）、関与の度合いが低い事件（Ⅲ）に分けた場合、次の各事件はⅠからⅢのどれに該当するか。



【集計対象】 ここでの回答数は、アンケートの回答があった79か部のうち、本グラフ中の各事件をⅠからⅢまでのいずれかに挙げた部の数である。ただし、上記各事件の一部（例えば、本人訴訟の行政訴訟）がⅠからⅢまでのいずれかに含まれるという回答は、当該事件のその他の部分がⅠからⅢまでのどれに該当するのかが判然としないため、回答数には含めていない。

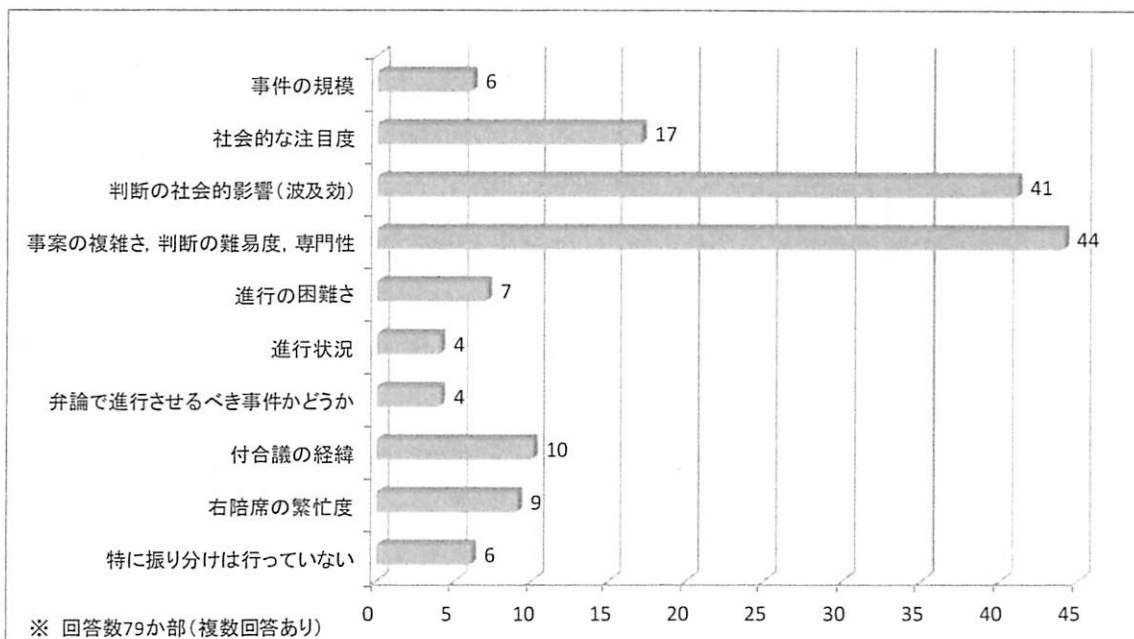
【留意点】 ⅠからⅢまでの振り分けは、争点整理段階からの右陪席の関与の度合いにより、各部において相対的に3段階に分類したものであるから、例えば同じⅡに該当するとされていても、右陪席の関与の度合いには部によって幅があると考えられる。

2 各部の合議事件においてⅠの事件が占める割合〔3(1)イ〕



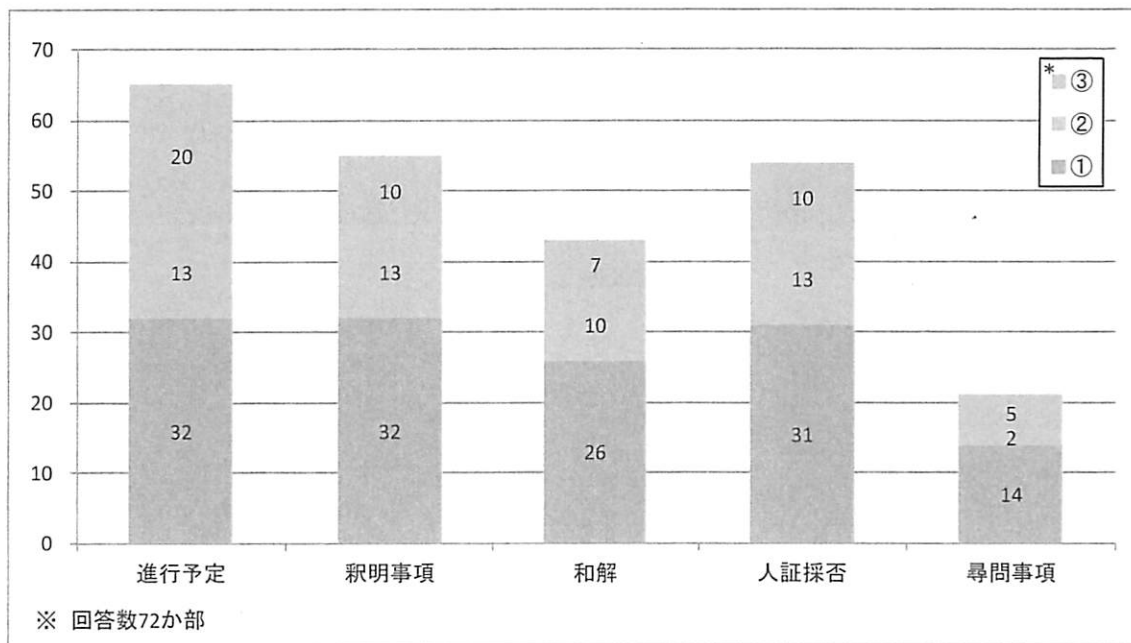
【留意点】 1と同様、ⅠからⅢまでの振り分けは、各部における相対的なものであるから、同じⅠに該当するとされた事件であっても、右陪席の関与の度合いには部によって幅があると考えられる。

3 争点整理段階からの右陪席の関与の度合いを決める（ⅠからⅢに振り分ける）に当たっての考慮要素〔3(1)イ〕



【参考事項】 このほかに、「未済期間」、「終局までの予想期間」、「関与がなくても進行等が容易に把握できるか」、「進行に関する適宜の判断が求められるか」、「右陪席の研さんに資するか」、「右陪席本人の希望」、「類似事件を担当した経験があるか」、「記録の検討や調査に多くの労力を要するか」などの回答があった。

4 I の事件の争点整理段階における右陪席を含めた3人での合議の対象・程度
〔3(1)ウ(ア)〕



* 本グラフ中の①から③は、争点整理段階において3人で合議をしている場合に、どの程度詰めた合議をしているかを、その程度が高いと思われる順に、①「具体的に詰めた合議、心証を踏まえた合議」、②「事案・進行により必要に応じて具体的に詰めた合議」、③「大まかな方針程度の合議」として示している。

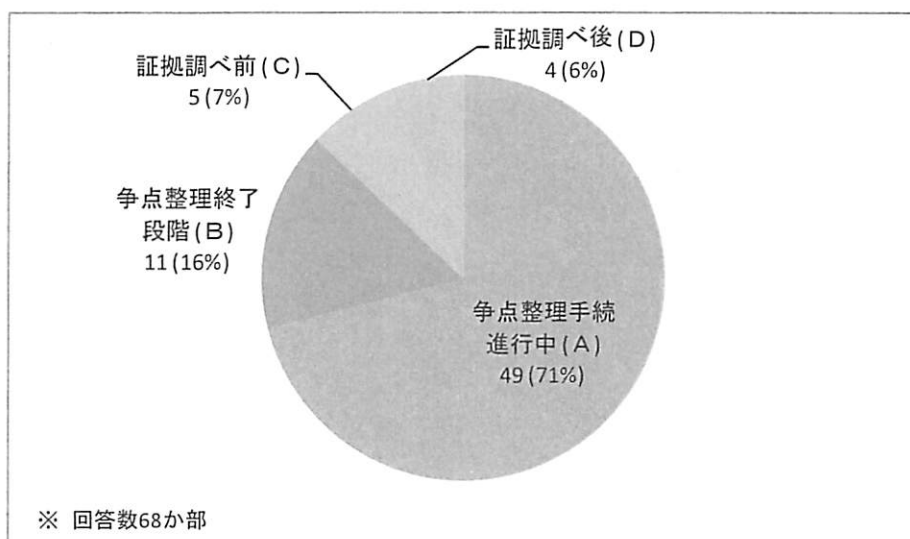
【集計対象】 I に該当する事件がないと回答した部（3か部）及びI に該当する事件のほとんどが簡裁控訴（レ号）事件であると回答した部（4か部）を除いた72か部を集計の対象とした。そのうち1か部からは、右陪席（2人）ごとに回答があり、それぞれを1つの回答として集計したため、回答数の合計は73となっている。

【集計方法】 本グラフ中の5つの合議事項について、アンケートの回答の中で、争点整理段階において3人で合議をしていると明記している部をそれぞれ抽出した上、どの程度詰めた合議をしているかについてのアンケートの記載内容から、その合議の程度を民事局において①から③に分類した。

【留意点】 ここでいう争点整理段階は、争点整理手続進行中と争点整理終了段階を区別していない。また、尋問事項については、どの程度の詳細度を想定しているかは回答者によって異なると考えられる。

5 I の事件における右陪席を含めた3人での心証合議の時期・程度

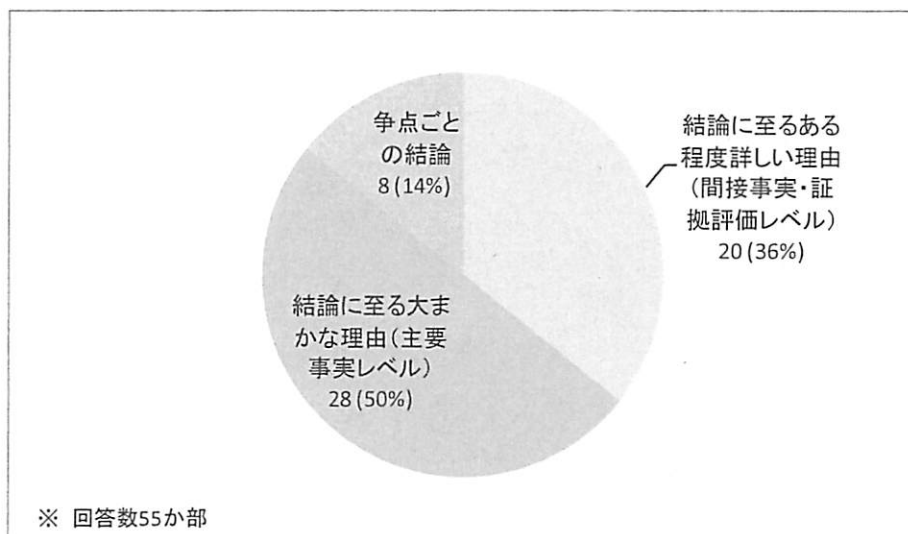
(1) 心証合議を開始する時期〔3(1)ウイ〕



【集計対象】 4で集計の対象とした72か部のうち、3人で心証合議を開始する時期が明らかでない部（4か部）を除いた68か部を集計の対象とした。そのうち1か部からは、右陪席（2人）ごとに回答があり、それぞれを1つの回答として集計したため、回答数の合計は69となっている。

【集計方法】 アンケートの回答において、3人で心証合議をする段階として記載されている段階のうち、最も早い段階を、3人での心証合議を開始する時期として集計した。

(2) 争点整理段階（A又はB）の段階から心証合議を開始する場合の合議の程度（争点整理段階）〔3(1)ウイ〕

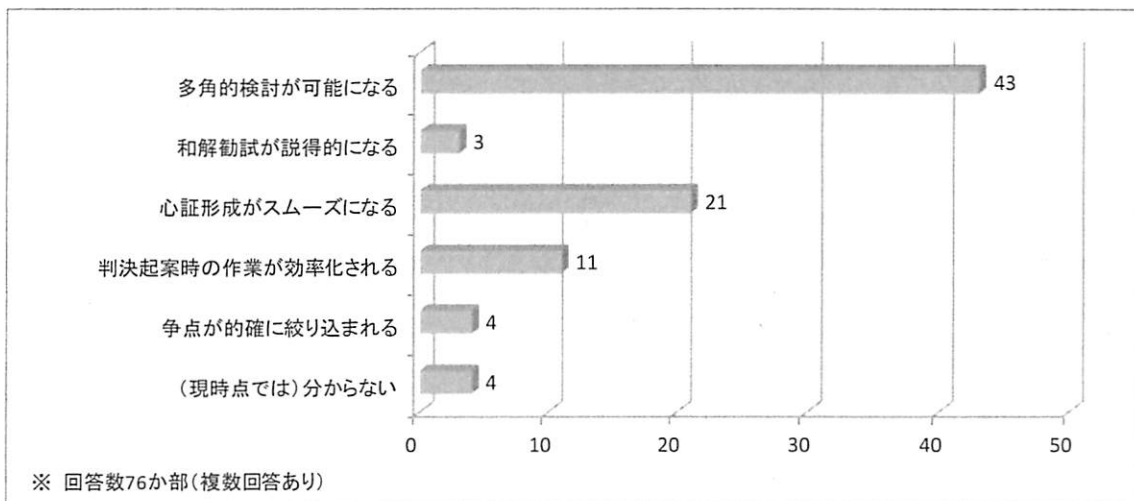


【集計対象】 (1)でA又はBの段階から心証合議を開始するとした部（59か部）のうち、右陪席を含めた3人で行う争点整理段階での心証合議の程度が明らかでない部（4か部）を除いた55か部を集計の対象とした。そのうち1か部からは、右陪席（2人）ごとに回答があり、それぞれを1つの回答として集計したため、回答数の合計は56となっている。

【集計方法】 合議の程度については、どの程度の合議を行っているかに関するアンケートの記載内容から、その程度が高いと思われる順に、「結論に至るある程度詳しい理由（間接事実・証拠評価レベル）」、「結論に至る大まかな理由（主要事実レベル）」、「争点ごとの結論」の3段階に、民事局において分類した。

6 I の事件における争点整理段階での右陪席の実質的関与の心証合議への影響

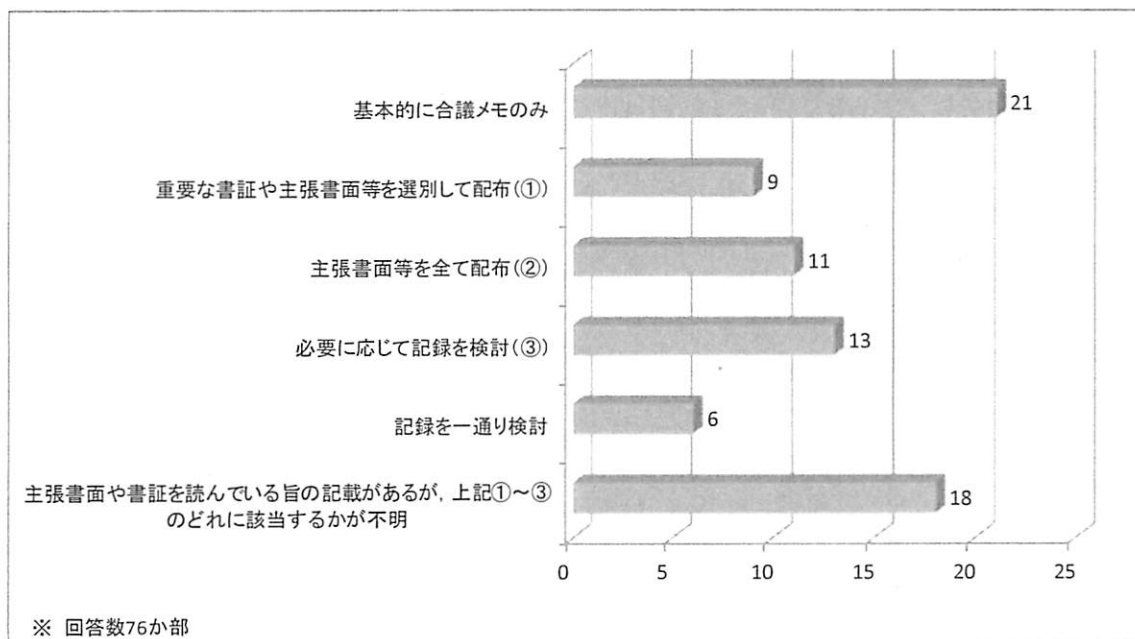
〔3(1)ウイ〕



【集計対象】 I に該当する事件がないと回答した部（3か部）を除いた76か部を集計の対象とした。

【参考事項】 このほかに、単に「影響がある」という回答や、「心証合議をするに当たって気持ちが楽になる部分がある（右陪席の実質的な関与がない場合、左陪席と2人だけだと部総括の見解に迎合してきているだけではないか、部総括の見解だけではないかと不安になることがある）」、「乗り降り自由とはいっても、従前の経緯から、判決段階で改めて冷静に考え直すことが難しくなる可能性はあり得る」などの回答があった。

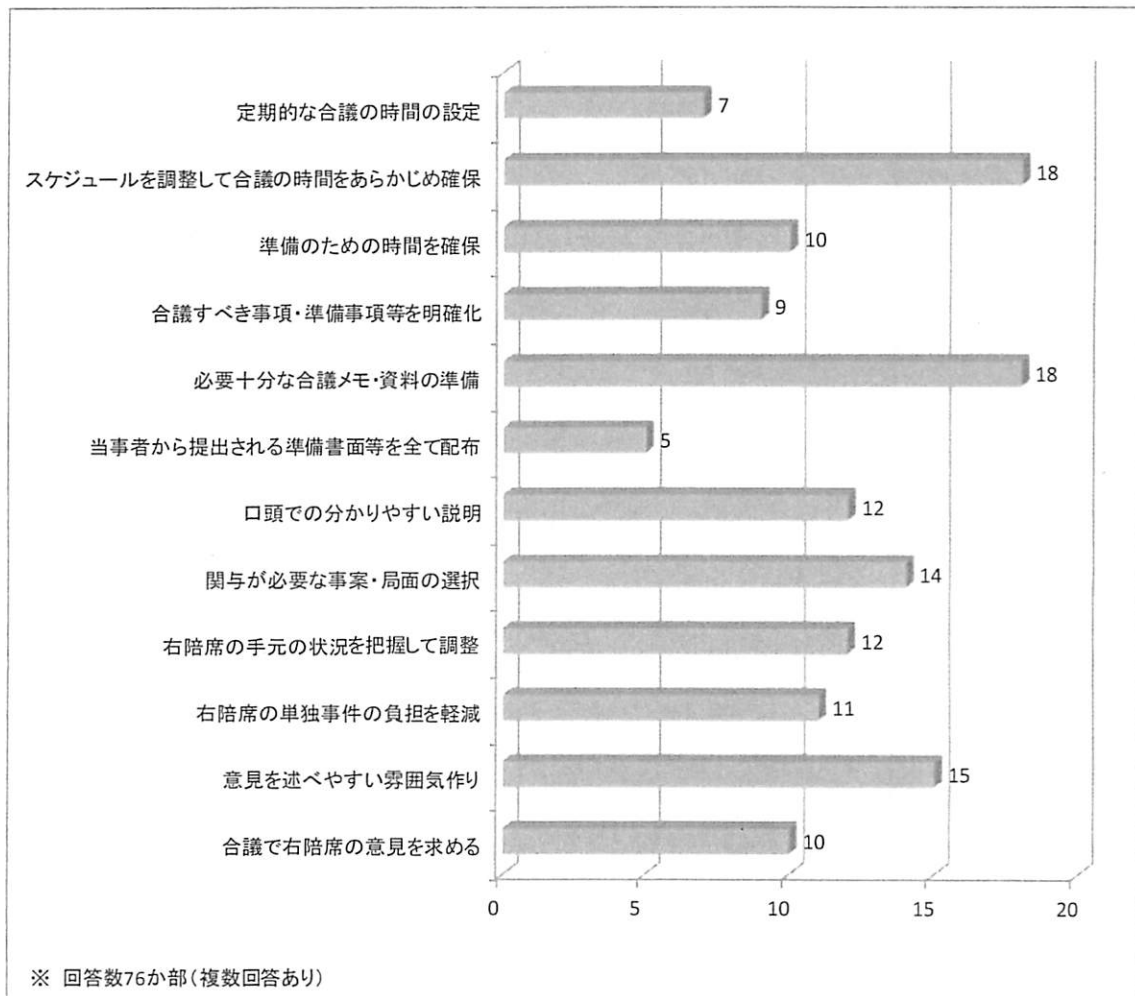
7 I の事件における争点整理段階での合議に向けた右陪席の準備〔3(1)ウア〕



【集計対象】 I に該当する事件がないと回答した部（3か部）を除いた76か部を集計の対象とした。そのうち2か部からは、右陪席（いずれも2人）ごとに回答があり、それぞれを1つの回答として集計したため、回答数の合計は78となっている。

【参考事項】 「必要に応じて記録を検討」している部のうち、裁判長が具体的な指示をしていることが明記されているのは2か部であった。

8 I の事件での右陪席の実質的な関与を実現するための部総括の工夫〔3(1)ウ(ウ)〕

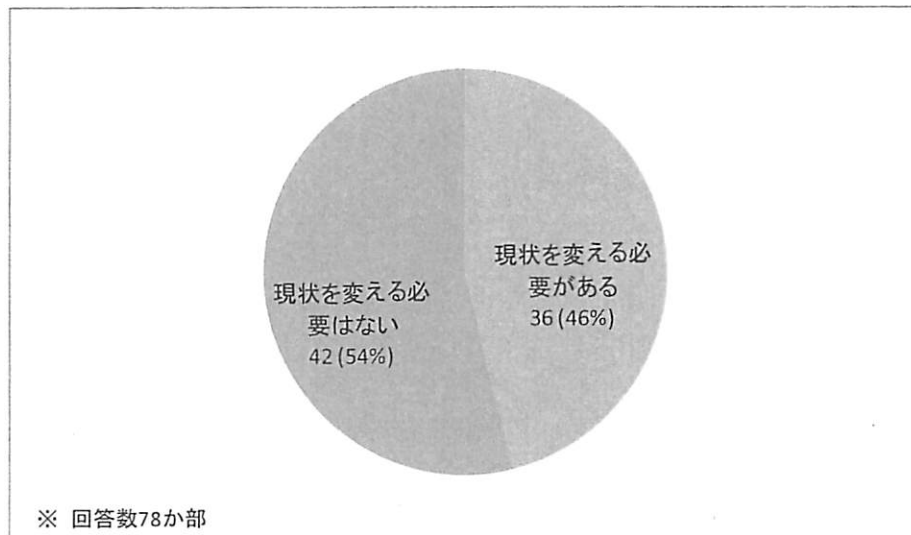


【集計対象】 I に該当する事件がないと回答した部（3か部）を除いた76か部を集計の対象とした。

【参考事項】 このほかに、「進行スケジュールを早期に立てる」、「弁論を終結する前の合議で、右陪席が判決起案をみる期間を定め、右陪席の予定が立てられるようにする」、「左陪席の起案の進捗状況を適宜確認する」、「裁判長と左陪席の受命で進行している事件についても、進行状況等について情報を提供する」、「（弁論準備手続期日にも右陪席が出席し、）期日前合議も全員で行う」、「第1回期日前に合議を行う段階で、その事件についての争点整理の方針を明確にし、争点整理段階から右陪席の実質的関与が必要であることについてコンセンサスを得る」、「右陪席が関与する必要があるかどうかを、合議前に合議体で協議する」、「右陪席の意識を高めるとともに、左陪席にも右陪席が関与することが必要なことを理解してもらう」、「右左受命の事件を増やす」、「単独事件からの付合議をしやすい環境を整える」、「合議を積極的に行うというリーダーシップを発揮する」、「ホワイトボード等を使用してビジュアル化する」、「右陪席も補充尋問で必ず質問するという目標を定める」などの回答があった。

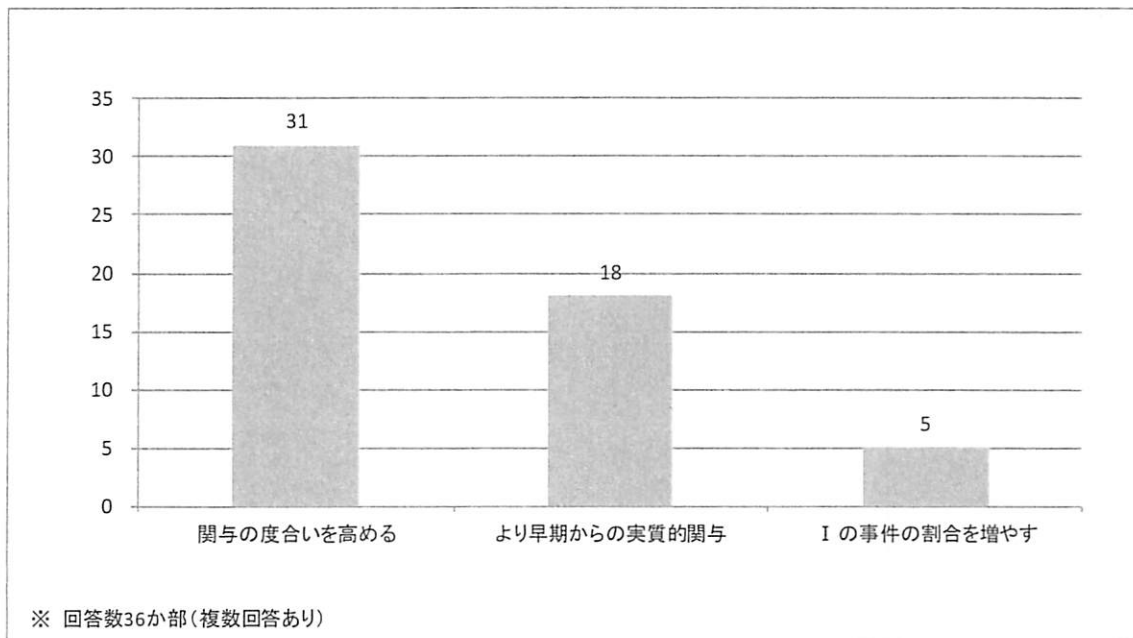
9 I の事件での右陪席の関与の現状に対する認識

(1) 現状を変える必要性の有無〔3(1)ウ(エ)〕



【集計対象】 右陪席の関与の現状を変える必要性の有無が明らかでない部（1か部）を除いた78か部を集計の対象とした。

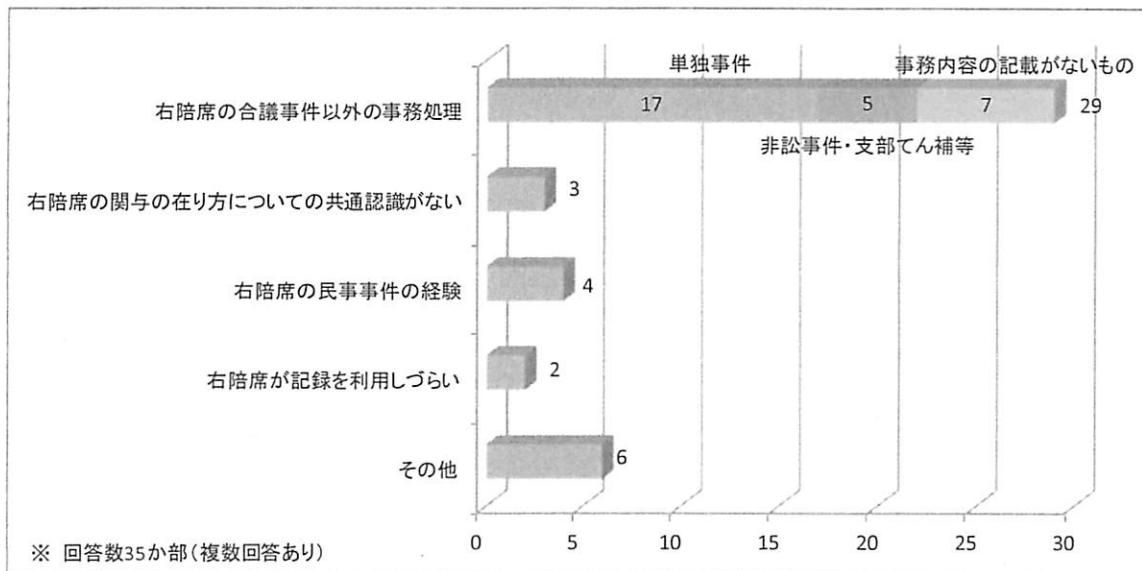
(2) 現状を変える場合、どのように変えるか。〔3(1)ウ(エ)〕



【集計対象】 (1)で「現状を変える必要がある」とした36か部を集計の対象とした。

【集計方法】 現状を変える必要があると考える場合、どのような事件で、A～Eのどの手続段階で、どのような関与をすべきかについてのアンケートの記載内容から、民事局において3つに分類した。

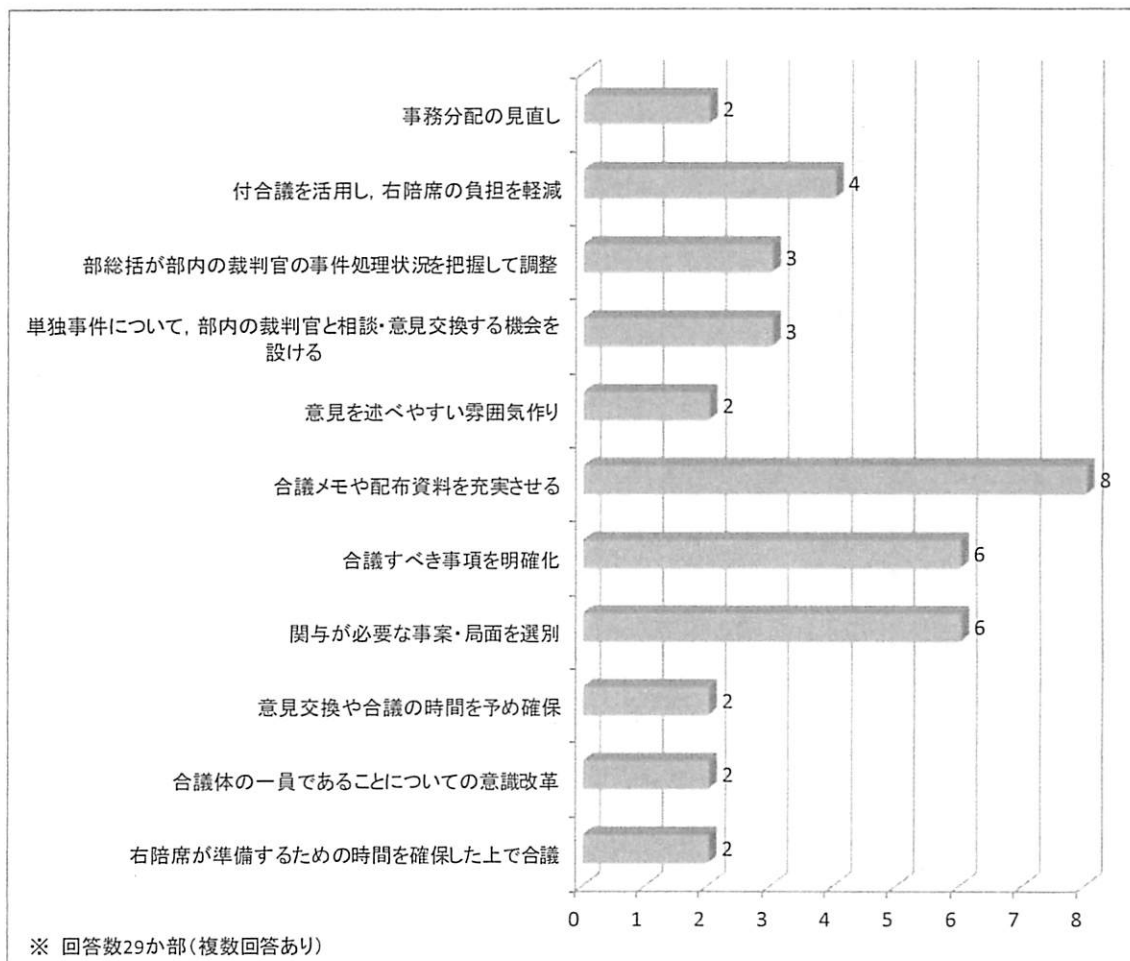
(3) 現状を変えるに当たってのあい路〔3(1)ウ(エ)〕



【集計対象】 (1)で「現状を変える必要がある」とした36か部のうち、あい路についての記載がある部(31か部)と、「現状を変える必要はない」とした42か部のうち、考えられるあい路についての記載がある部(4か部)の合計35か部を集計の対象とした。

【参考事項】 「その他」には、「裁判長の右陪席依存が強まり、左陪席の主体性が弱まるおそれがある」、「忙しそうにしている右陪席に遠慮」、「右陪席の事情」、「右陪席だけでなく、部総括も多くの開廷を抱えているため合議する時間を確保しにくい」などの回答があった。

(4) あい路の克服策〔3(1)ウ(エ)〕

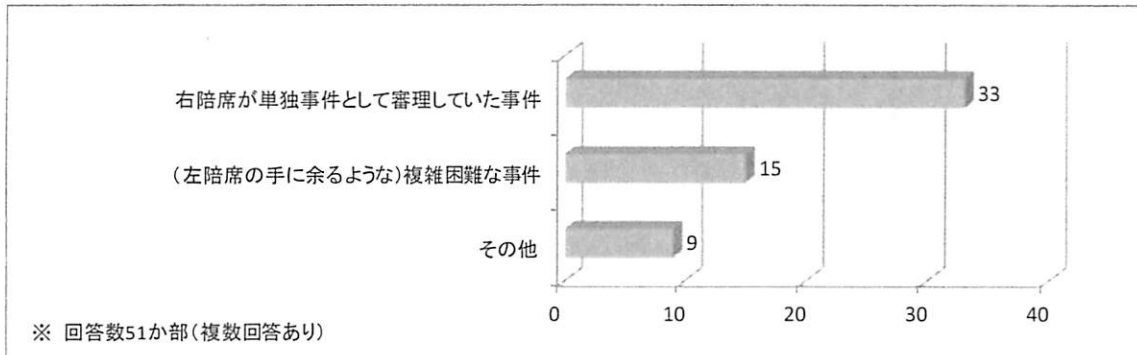


【集計対象】 (1)で「現状を変える必要がある」とした36か部のうち、克服策についての記載がある部(25か部)と、「現状を変える必要はない」とした42か部のうち、考えられる克服策についての記載がある部(4か部)の合計29か部を集計の対象とした。

【参考事項】 このほかに、「右陪席の努力・成長」、「説明会方式を多用する等して争点整理を速やかに終える」、「右陪席のための圧縮記録の準備」、「右陪席が意識的に合議の時間を確保する」などの回答があった。

第2 右陪席主任の合議事件

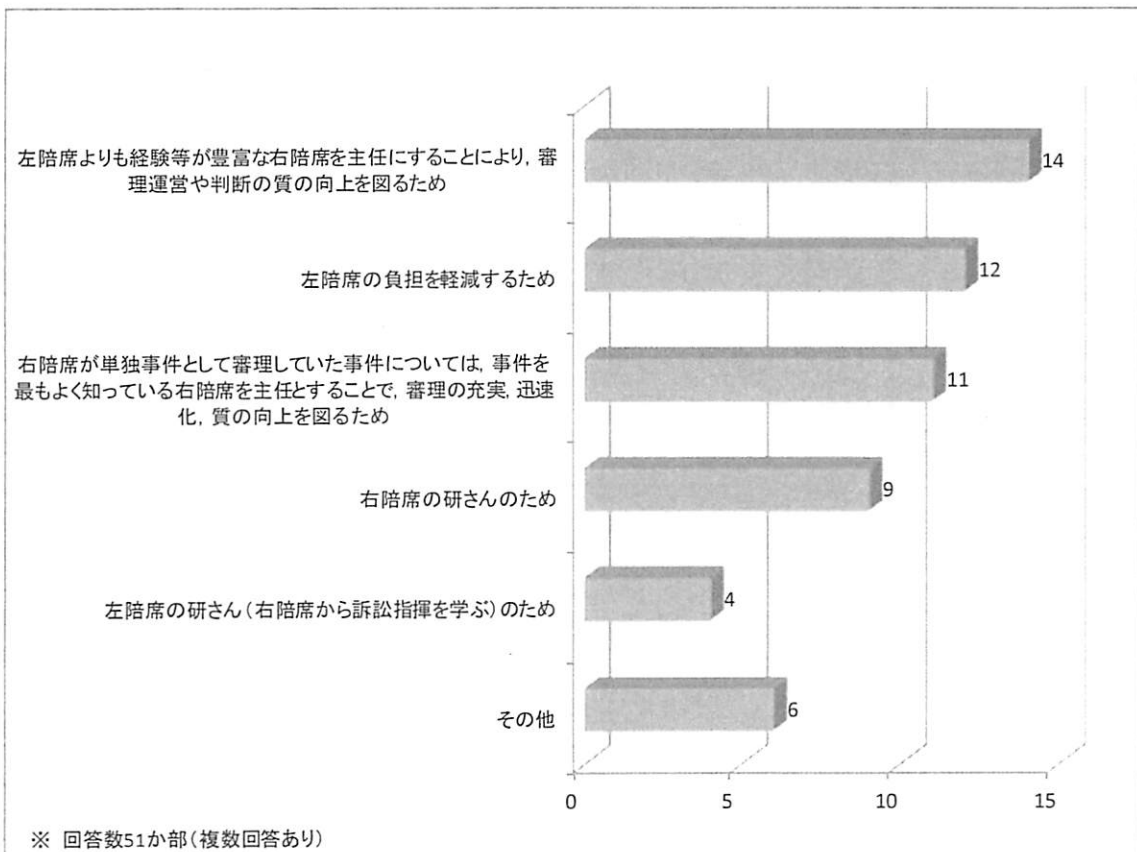
1 どのような事件を右陪席主任の合議事件としているか。〔3(2)ア〕



【集計対象】 アンケートの回答があった79か部のうち、アンケート回答時には右陪席主任の合議事件がないと考えられる28か部を除いた51か部を集計の対象とした。

【参考事項】 「その他」には、行政、知財、医事、建築、右陪席の専門分野の事件などの回答があった。

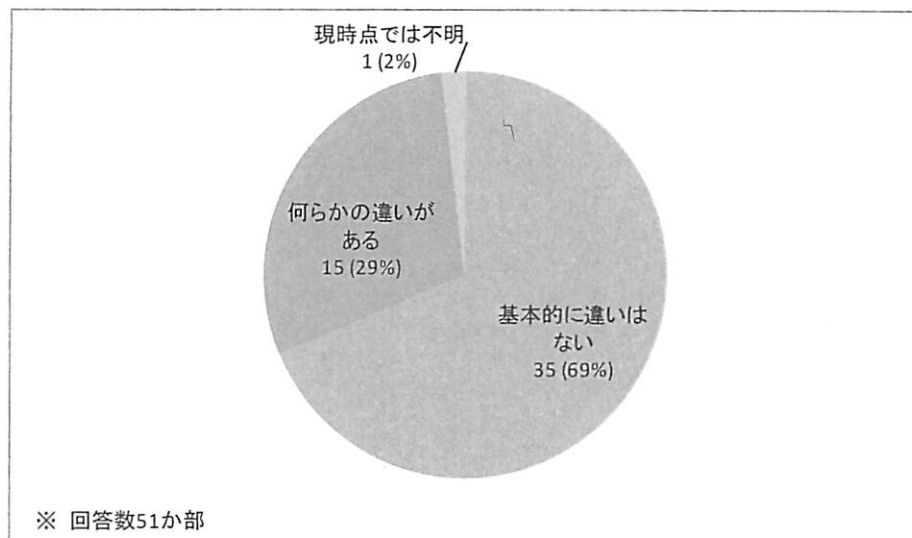
2 どのような目的で右陪席主任にしているか。〔3(2)ア〕



【集計対象】 アンケートの回答があった79か部のうち、アンケート回答時には右陪席主任の合議事件がないと考えられる28か部を除いた51か部を集計の対象とした。

【参考事項】 「その他」には、「右陪席が合議体の一員としての自覚を持つことができるため」、「右陪席の合議事件への関与の充実のため」、「(元々右陪席の単独事件であれば、)右陪席の積極的関与が期待できるため」などの回答があった。

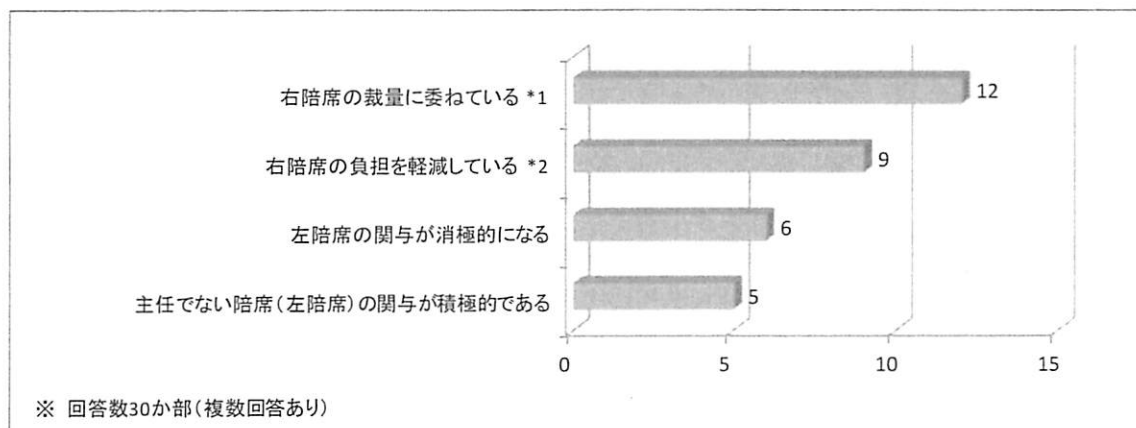
3 右陪席主任事件と左陪席主任事件の合議の違いの有無〔3(2)イ〕



【集計対象】 アンケートの回答があった79か部のうち、アンケート回答時には右陪席主任の合議事件がないと考えられる28か部を除いた51か部を集計の対象とした。

4 右陪席主任の合議事件と左陪席主任の合議事件ではどのような違いがあるか。

〔3(2)イ〕



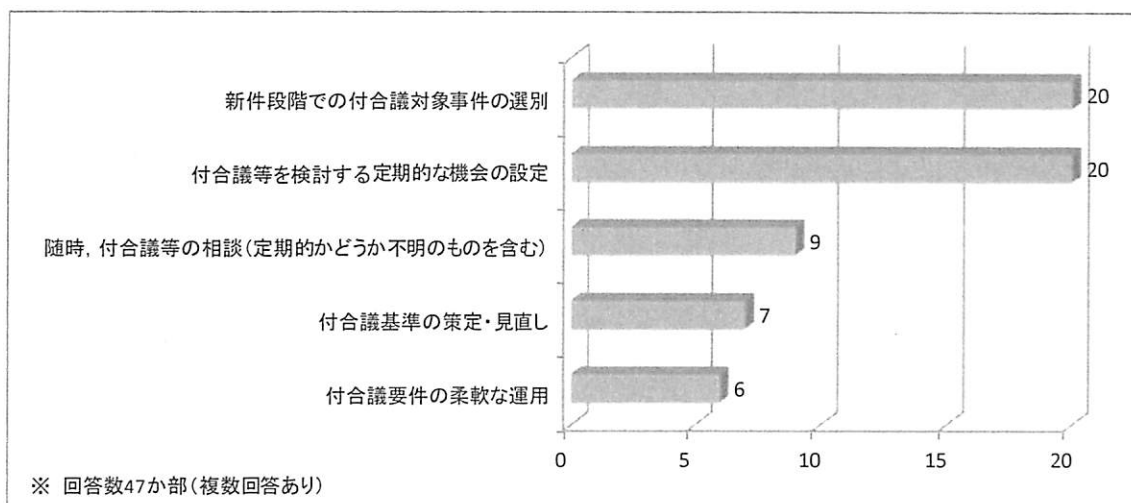
*1 「右陪席の単独受命にする」、「期日ごとの合議は行わず、主張整理の終了段階等の節目で合議をする」、「要点のみの合議にする」といった回答が含まれる。

*2 「合議メモの作成(の一部)を左陪席が行う」、「文献・判例調査(の一部)を左陪席が行う」、「詳細な合議メモの作成を求めず、右陪席の口頭説明による合議を行う」といった回答が含まれる。

【集計対象】 ここでの回答数には、3で「基本的に違いはない」としている部の回答で、全ての事件ではなく一部の事件についての違い等として挙げられていた回答も含めている。

第3 合議の活用

1 適切な付合議のための工夫〔1(1)ア、イ、ウ〕

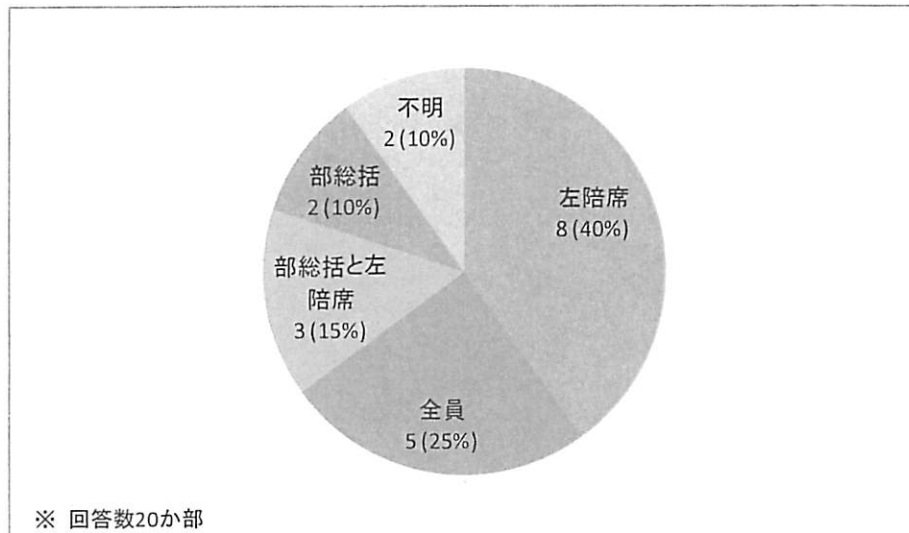


【集計方法】 部の機能の活性化に関して部で実践している取組についてのアンケート（アンケート事項1(1)ア、イ、ウ）の回答の中で、付合議の検討に関わる取組を挙げている部を民事局において抽出し（47か部）、それを分類した。

【参考事項（その他の回答）】

- ・ 進行状況によっては合議相当となる可能性のある事件は、単独事件としたとしても、遠慮なく合議事件とできるように「合議含み」である旨を記録表紙に記載している。
- ・ 合議相当事件は積極的に合議に付してもら一方で、それに相応する行政事件の新件を右陪席主任事件に配てんするというルールを作り、左陪席の負担を軽減しつつ合議相当事件を合議に付しやすい環境作りを行った（行政集中部）。
- ・ 右陪席の各単独係から、波及効のある事件や事実認定ないし法令解釈につき困難な問題のある事件を各1ないし2件ずつ合議事件としている（アンケートの回答からは、時期や頻度は不明）。
- ・ 通常は合議体を構成しない右陪席裁判官にも、適宜右陪席として合議体の構成員となってもらい、合議事件に関与することにより、単独から合議へ回付する際の心理的ハードルを下げ、かつ、合議・単独の振り分けに際して事案に照らした実質的判断をしやすい雰囲気を醸成している。
- ・ 部内において、いつでも気軽に話がしやすい雰囲気を保ちつつ、日頃から、合議事件・単独事件の別を問わず、各係の事件状況についてできるだけ認識を共有しておくことにより、処理に悩む事件や合議に付した方がよいと思われる事件等があれば、速やかに相談を持ちかけやすい体制を整えている。
- ・ 各単独体において、弁論準備手続を二、三回経過した事件（係属期間6か月～1年）のうち、今後争点が複雑化し、審理が長引く懸念のある事件を報告し合って順位を付け、合議事件に空きができたときには順次合議に付していく「付合議検討会」の取組を行っている。
- ・ 単独係から合議に回しやすいように、各係から合議予備群を挙げてもらい、一覧表にまとめている。

2 新件段階での合議と単独の振り分け担当者（新件段階での振り分けが適切な付合議に結び付いているとしている部）〔1(1)ア、イ、ウ〕



【集計対象】 1で「新件段階での付合議対象事件の選別」を実践しているとした20か部を集計の対象とした。

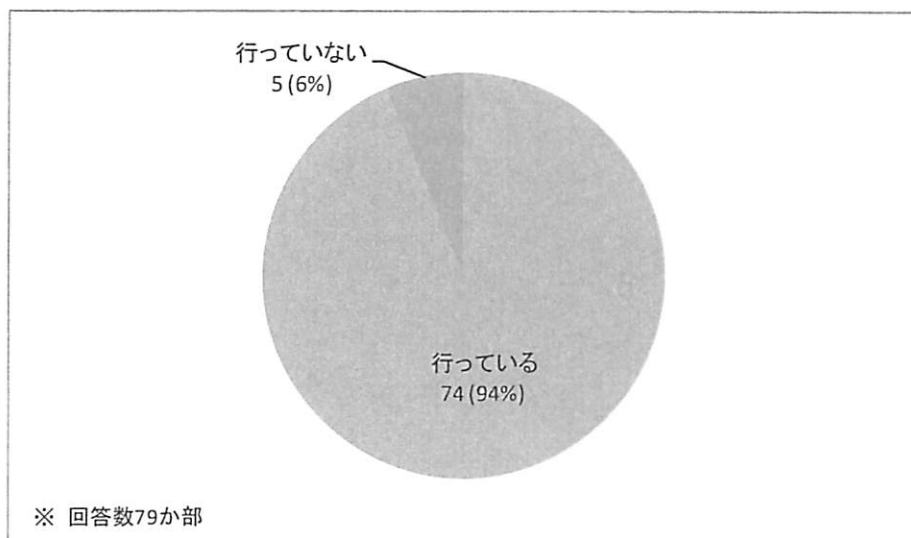
【参考事項】 振り分けは左陪席が行っていても、全ての事件について部総括が訴状を一読して概要を把握しているという部が1か部あった。

第4 昨年度の協議会での協議結果を踏まえた取組状況等

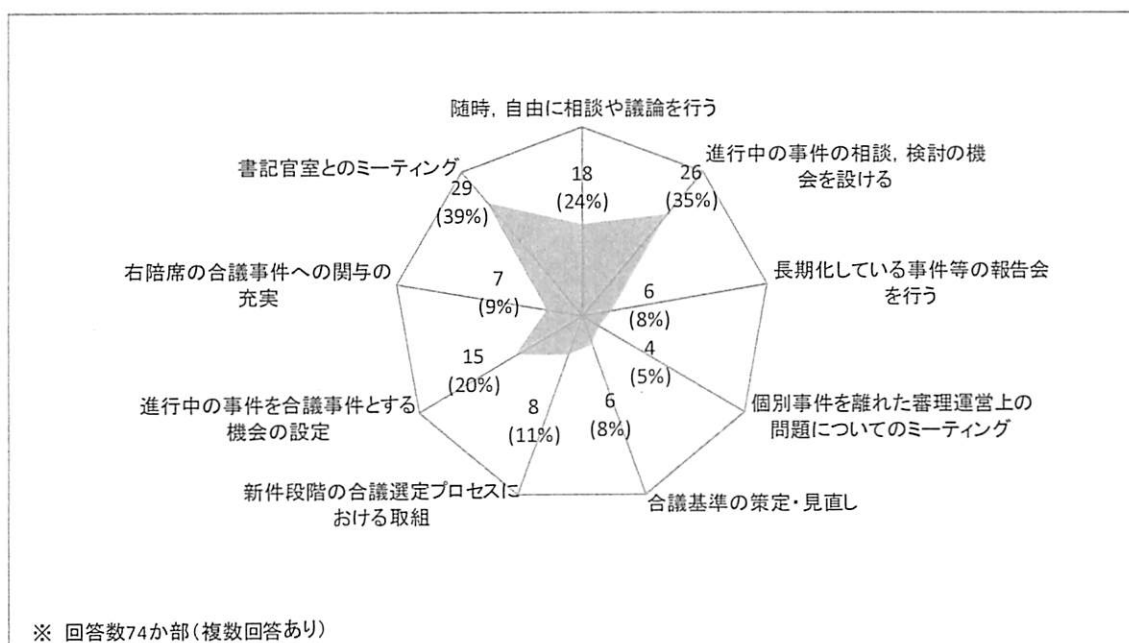
1 部の機能の活性化に関して、部で実践している取組

(1) 審理運営改善（ただし、弁護士会との関係の取組は除く。）

① 取組を行っているか否か。〔1(1)ア〕



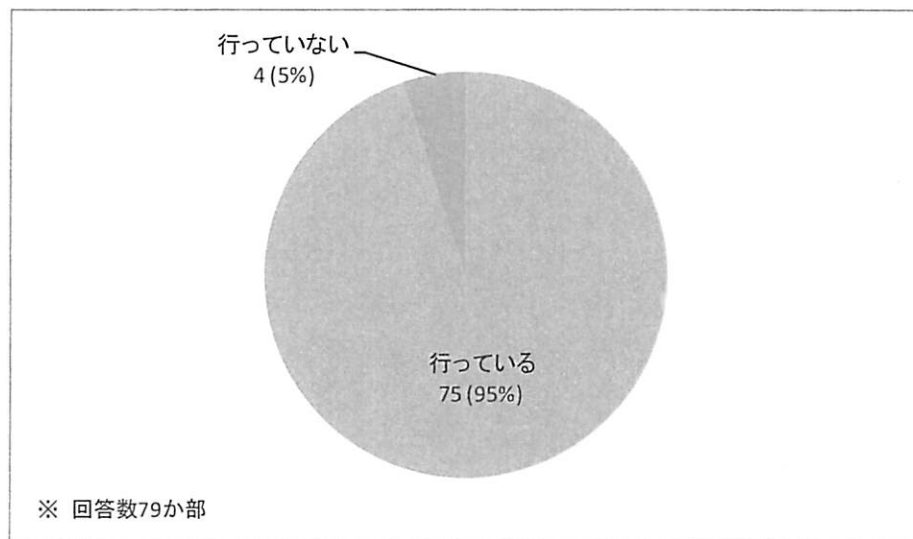
② 取組の内容〔1(1)ア〕



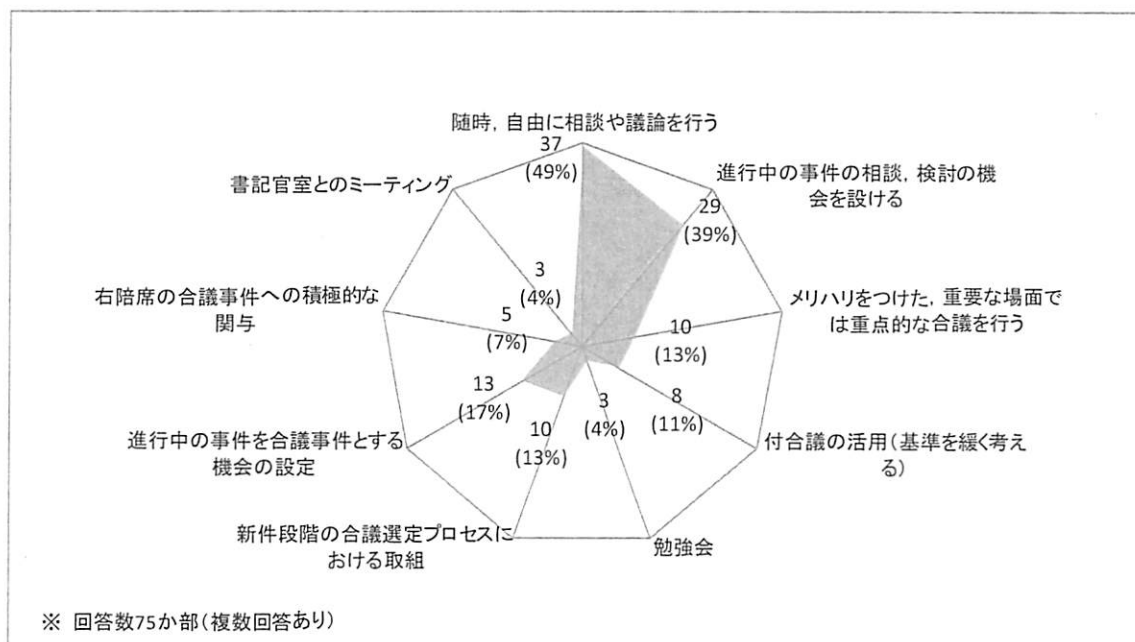
【集計対象】 ①で「行っている」とした74か部を集計の対象とした。

(2) 判断の質の向上

① 取組を行っているか否か。〔1(1)イ〕



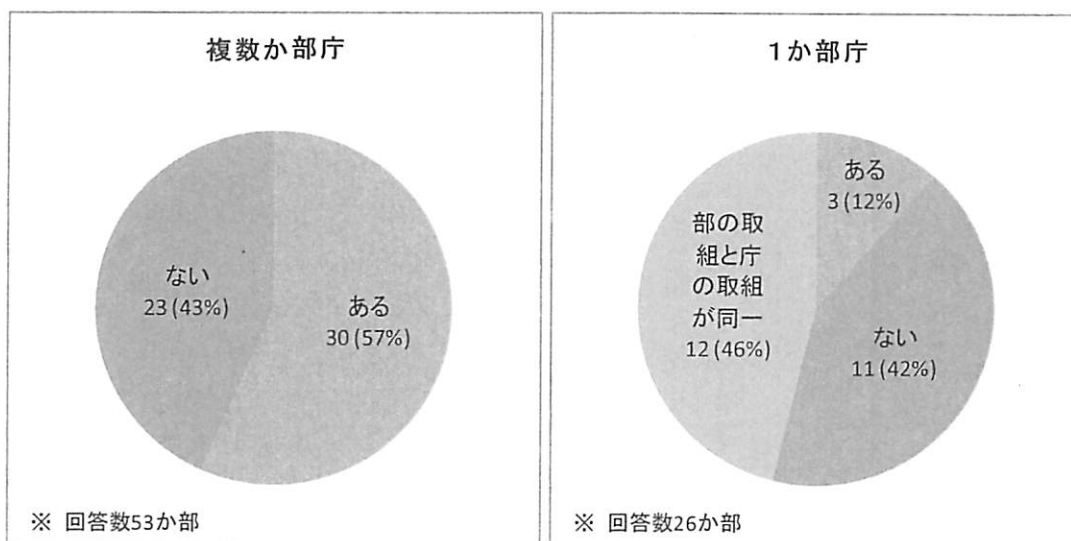
② 取組の内容〔1(1)イ〕



【集計対象】 ①で「行っている」とした75か部を集計の対象とした。

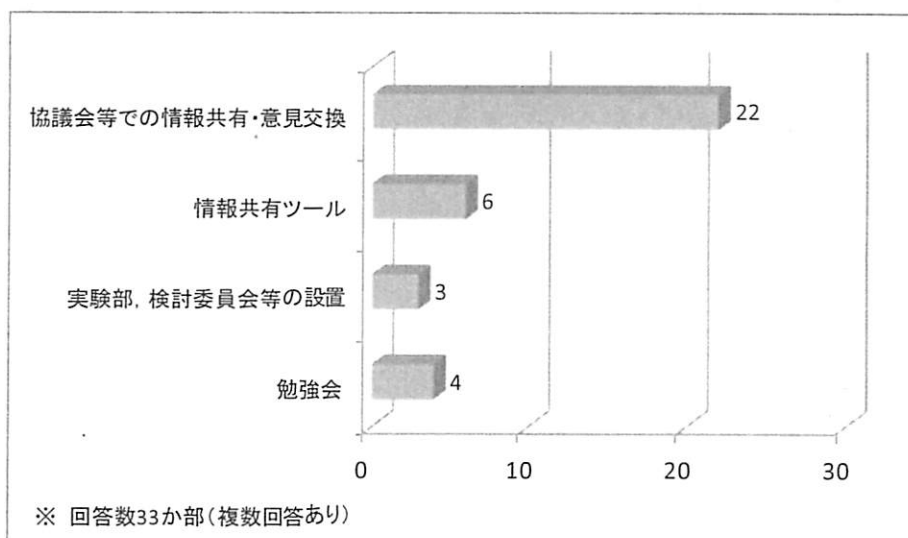
(3) 庁としての取組に結びついている取組

① 有無〔1(1)〕



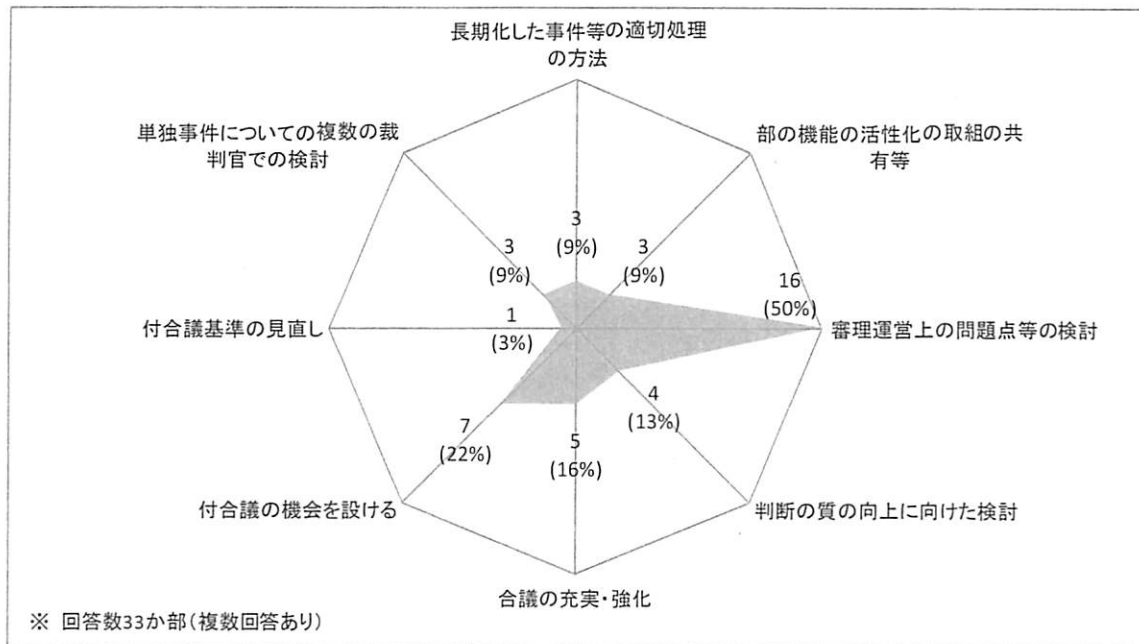
【留意点】 「部の取組と庁の取組が同一」に分類したのは、1か部庁であるため、部の取組が庁の取組であるという趣旨の回答である。「ない」に分類したのは、回答欄が空欄であったか「ない」と記載されていた回答である。そのため、「ない」に分類された1か部庁の中には、部の取組が庁の取組となるという趣旨で、庁としての取組について何も記載しなかった部が含まれている可能性がある。

② 「ある」と答えた場合、その形態〔1(1)〕



【集計対象】 ①で「ある」とした33か部を集計の対象とした。

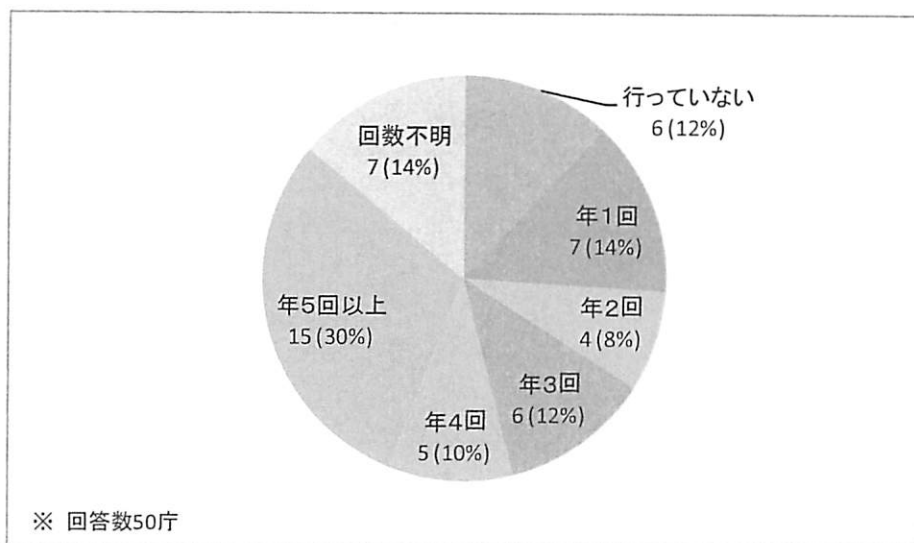
③ 「ある」と答えた場合、その内容〔1(1)〕



【集計対象】 ①で「ある」とした33か部を集計の対象とした。

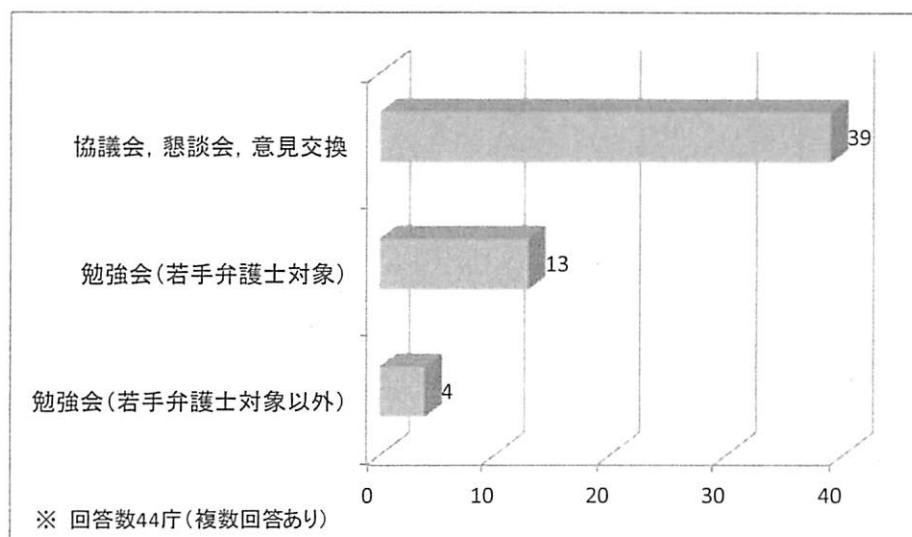
2 審理運営改善に関する弁護士会との協議会の実施状況等

(1) 実施回数〔1(2)〕



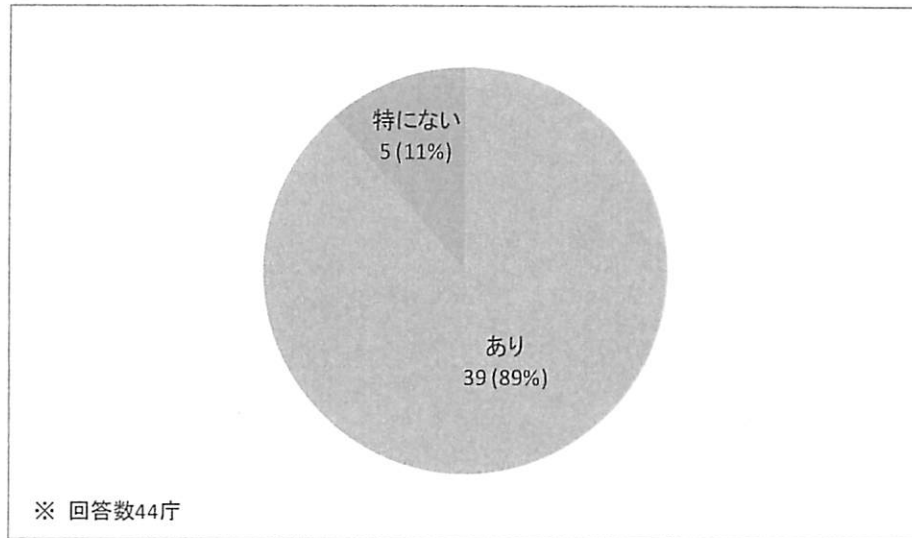
【集計方法】 第一審強化方策地方協議会を除いた回数を集計した。

(2) 行っている場合、その実施形態〔1(2)〕



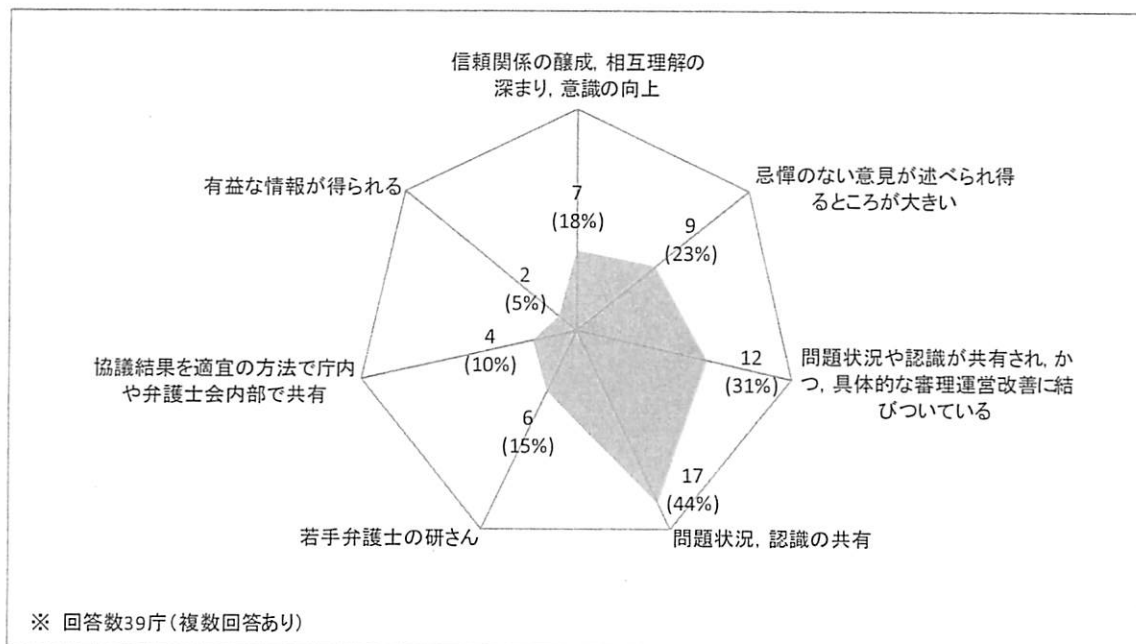
【集計対象】 (1)で「行っていない」とした6庁を除く44庁を集計の対象とした。

(3) 行っている場合、その成果の有無〔1(2)〕



【集計対象】 (1)で「行っていない」とした6庁を除く44庁を集計の対象とした。

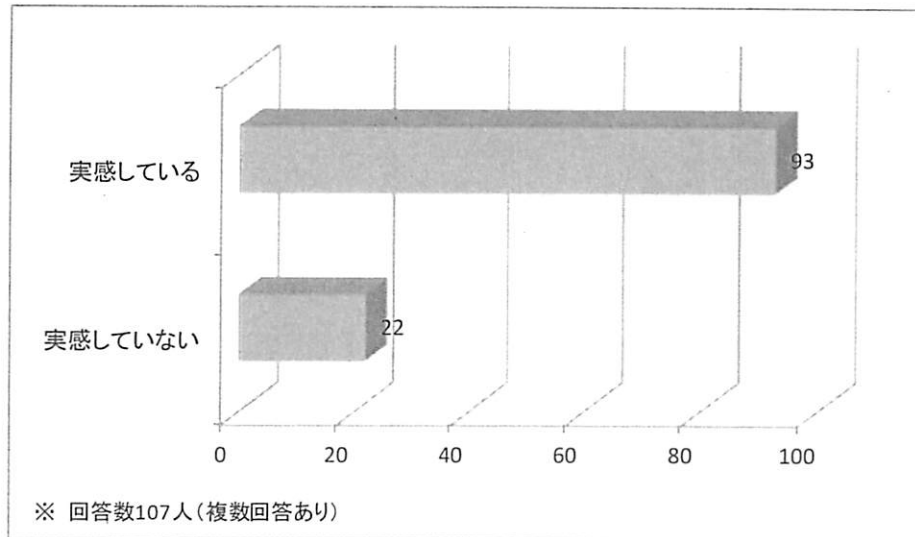
(4) 成果がある場合、その内容〔1(2)〕



【集計対象】 (3)で「あり」とした39庁を集計の対象とした。

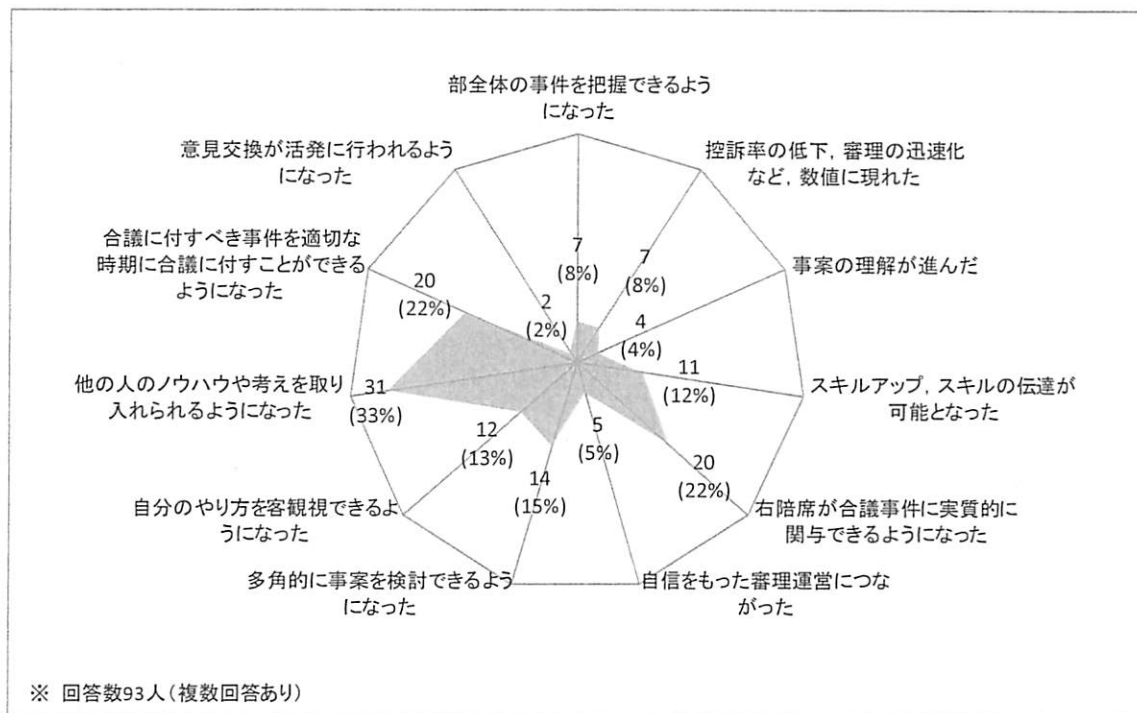
3 部の機能の活性化の取組についての、審理運営改善や複雑困難訴訟の判断の質の向上面での成果

(1) 成果を実感しているか。〔1(3)〕



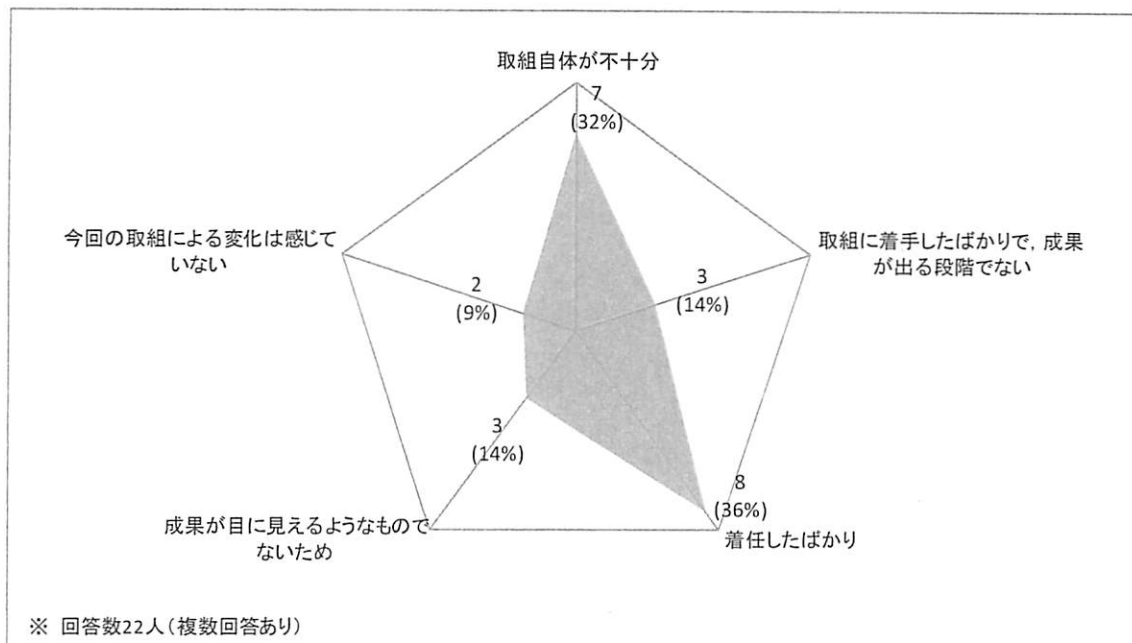
【集計方法】 例えば、判断の質の向上の面では成果を実感しているが、審理運営改善の面では成果を実感していないというように、両方を回答している場合（8人）は、重複して集計した。

(2) 実感している場合、どういう点からそう感じるか。〔1(3)〕



【集計対象】 (1)で「実感している」とした93人を集計の対象とした。

(3) 実感していない場合、それはなぜか。〔1(3)〕



【集計対象】 (1)で「実感していない」とした22人を集計の対象とした。